



## 令和7年分(上半期) 源泉所得税・復興税の 納付について

青色事業専従者や、パート・アルバイトを含む従業員の方へ、給与の支払いをしている事業主(源泉徴収義務者)は、源泉所得税及び復興特別所得税(以下、源泉税等)を徴収し、給与を支払った月の翌月10日までに従業員等に代わって、所轄の税務署に納付しなければなりません(原則)。

ただし、『源泉所得税の納期の特例に関する申請書』を提出している事業主は、7月10日までに1～6月分の源泉税等を納付する必要があります(特例)。

納付すべき源泉税等が0円の場合でも、納付書を提出する必要がありますので、下記の個別相談会にお越しいただくか、ご自身で所轄の税務署へ納付書を提出するようお願いいたします。

なお、下半期の7～12月分の源泉税等の納付期限は、翌年の1月20日までとなっております。

## 【源泉税等の個別相談会のお知らせ】

期 間：令和7年6月16日(月)～同年7月10日(木)

時 間：午前9時～11時30分、午後1時～3時30分の中から30分毎の完全予約制

持ち物：①令和7年分の源泉徴収簿

②令和7年分の扶養控除等(異動)申告書

③源泉所得税の納付書

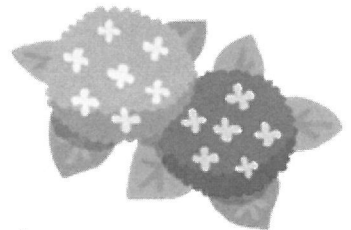
④令和6年分の上記①～③の控え

⑤マイナンバーカード(パスワードを含む)

⑥利用者識別番号とそのパスワード(ご自身で設定している方のみ)

※上記①、②は必ず必要事項をご記入の上お持ちください

※10分以上遅れる場合はキャンセルとさせていただきます。



### ◆ご注意事項◆

- ・上記の相談会は、原則源泉税や定額減税に係るご相談のみとさせていただきます。
- ・上記期間(納付期限)後のご対応は致しかねますので、必ず期間内にお越しください。

### ◆重 要◆

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、**令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます(令和7年11月までの源泉徴収事務に変更は生じません)。**

詳しくは、次のページをご覧ください。

### ③ 特定親族特別控除の創設

居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【特定親族特別控除額】			
特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(注1)</sup> )	特定親族特別控除額	特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(注1)</sup> )	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円	105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円	110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円	115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円	120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円		

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【参考】 特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除く)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含む。

#### 【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません(今までと同じ)。令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、上記の改正が適用されます。なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。  
※令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、一定の要件を満たせば特定親族特別控除が各月(日)の源泉徴収の際に適用されることとされました。→詳しくは、下部のQRコードからご覧ください。

### ④ 扶養親族等の所得要件の改正

上記①の基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件(注1)が改正されました。上記②給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額が65万円(改正前:55万円)に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 <sup>(注1)</sup> (収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(注2)</sup> )	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。  
2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

#### 【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません(今までと同じ)。令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月1日以後に支払う給与からこの改正が適用されます(この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」等の提出が必要となります)。なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

※上記①～④の改正について詳しくは、右記の国税庁ホームページ「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>



## ◆◆◆ 令和7年度税制改正について ◆◆◆

令和7年度税制改正では、ニュース等でご存じの方も多いと思いますが、いわゆる年収の壁に関する改正を含む大規模な改正が行われました。ここでは、その改正のうち、ほぼ全ての会員の皆様に影響があると思われる事項を中心に、以下に抜粋してお知らせいたします。また、給与を支払っている方は下記枠内の【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】もご参考ください。

### ① 基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 <sup>(注3)</sup> )		基礎控除額		改正前
		改正後 <sup>(注1)</sup>		
		令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)		95万円 <sup>(注2)</sup>		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 <sup>(注2)</sup>	58万円		
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 <sup>(注2)</sup>			
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 <sup>(注2)</sup>			
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円			

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。  
 2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。  
 3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。  
 4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

なお、基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

#### 【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません(今までと同じ)。令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

### ② 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保証額が65万円に引き上げられました。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

なお、給与所得控除の改正に伴い令和7年分以後の「年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

#### 【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません(今までと同じ)。令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

# マイナンバーカード取得のお願い



令和7年1月から税務署で收受日付印の押なつが廃止されました。また、税務署業務のセンター化に伴い、紙媒体で各種法定書類を提出される場合は、ご自身で税務署へ持参するか、業務センターへ郵送することとなっております。

以上のことから、マイナンバーカードをお持ちの方で、かつ、パスワードがわかる方は、原則として本人送信による e-Taxでの各種法定書類の提出をお願いしております。e-Taxを使用する際には、本人のマイナンバーカードが必要となりますので、未だ取得していない方は取得をお願いいたします。

また当会では、青色申告特別控除 65万円の適用を「申告者本人のマイナンバーカード」を使用した本人送信で e-Tax送信できる方のみご対応しており、マイナンバーカードをお持ちでない方(6文字以上の英数字パスワードをお忘れの方も含む)は、原則として青色申告特別控除 65万円を適用できません(青色申告特別控除 65万円の要件には e-Tax以外にも要件があります。詳細は当会事務局または税務署へお尋ねください)。

上記65万円控除を希望される方は、必ず確定申告までにご用意いただきますようお願いいたします。

なお、收受日付印の廃止についての詳細は、右記の国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>



## 当会会費の口座振替のお知らせ

7月7日(月)は、当会会費の第2期分(7月～9月分6,000円)の口座振替日です。預金残高のご確認をお願いいたします。なお、退会等で口座振替の停止を希望される場合は、6月19日(木)までにお電話くださいますようお願いいたします。

※本年新たに青色コーナー(池上会館)でご入会された方は、第1期・第2期分(4月～9月分12,000円)が口座振替されます。  
※口座振替用紙を未だ提出されていない方は、至急当会までお送りください。

## 令和6年分確定申告期報告

相談件数	1,820件
提出件数	1,815件
電子申告提出件数	1,245件
青色コーナー入会者数	49名
3月末現在会員数	2,203名

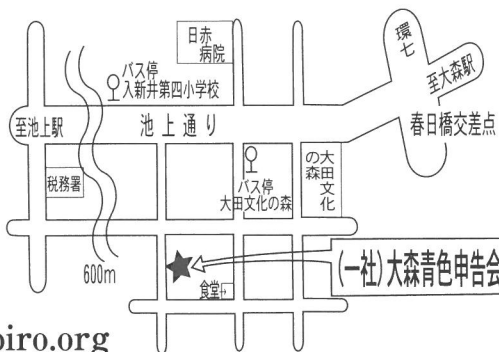
関係者の皆様には、会員指導を始め、池上会館での青色コーナーへの従事、税理士会の無料相談受付など、多大なるご協力をいただきました。深く御礼申し上げます。



一般社団法人

## 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭  
大田区中央3丁目10-18  
TEL : 03 (3771) 8859  
FAX : 03 (3773) 6388  
Eメール : [aioiro-o@nifty.com](mailto:aioiro-o@nifty.com)  
URL : <https://www.oomori-aioiro.org>



予約制 事務局に申込み  
時間 申込順で30分位

### 無料法律相談日

6月11日(水)  
6月26日(木)



### 保険の相談

ご希望の方は事務局迄